

成年後見中核機関運営業務

目的

～住み慣れた地域（伊予市）で安心して暮らすために～

令和 7 年度より、成年後見制度の利用を推進する中核機関として、伊予市から委託を受けて運営しています。

中核機関とは 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要なときに適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「権利擁護ネットワーク」の中心となる機関です。

伊予市社会福祉協議会では…

1.地域の方向けに研修会等を開催（広報機能）

地域の方や支援を必要とする方へ向けて、成年後見セミナー等を開催し、制度についての勉強会を開催します。

成年後見制度（権利擁護）に関する相談窓口を明確化し、相談が行われやすい環境の整備を行います。

2.成年後見制度を利用するための相談（相談機能）

当協議会の社会福祉士等が成年後見制度などの相談に応じます。

必要に応じて、月 2 回の無料弁護士相談、月 1 回の無料行政書士相談（要予約）におつなぎします。申し立てに向けた関係者との調整や手続きに関するご相談、書類作成のアドバイスなどを行っております。

3.権利擁護ネットワークの構築（成年後見制度利用促進機能）

地域包括支援センターや障害相談支援事業所をはじめ、福祉・法律の専門職団体（医師、弁護士、司法書士）や関係機関との連携体制を強化し、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・協議を行います。

4.後見人等（支援者）サポート相談（後見人支援機能）

後見人等の方（支援する方）が安心して活動できるよう困ったときに相談、アドバイスなどを行い、必要に応じて専門家や関係機関と連絡を取り合いながら一緒に解決していきます。